

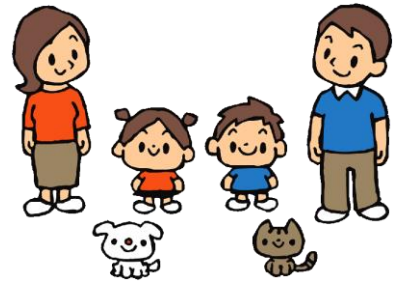
◆◆◆児童館の登録票について◆◆◆

児童館では児童の安全を目的とし、怪我や災害などの緊急時、また、新型コロナウイルス感染症への対策として、利用時に登録票の提出を義務づけています。下記の登録票をご記入いただき、初めて利用される時にお持ちください。提出がない場合、児童館を利用できませんのでご注意ください。

- ・児童館を利用する全てのお子さんについて提出が必要です。
- ・登録票は必ず保護者の方がご記入ください。
- ・内容に変更があった場合は、改めて提出をお願いします。

児童館の登録票は稲城市ホームページからダウンロードできます。
また、稲城市内の児童館のおたよりもご覧いただけます。
*右のQRコードから登録票、おたよりについてご覧いただけます。

登録票・たより QRコード



----- き り と り 線 -----

稲城市（ 第四・城山 ）文化センター児童館 登録票

		登録日 令和 年 月 日		
氏名	ふりがな	性別	男・女	生年月日 年 月 日
保護者名		電話	緊急連絡先（携帯電話）	
			自宅	
住所	稲城市	学校名等		

※この登録票は、利用する児童館ごとに1枚ずつ提出してください。
※ご記入いただいた個人情報は、児童館の登録以外に使用しません。
※令和2年6月以降に登録票を提出した方は、提出の必要がありません。
※登録していただいた情報に変更がある場合は、再提出をしてください。